

**改正**

平成二二年一月五日規則第一号  
平成二六年四月一日規則第五〇号の二  
平成二七年四月一日規則第四四号  
平成二九年 六月 二日規則第六七号  
令和 元年 六月二八日規則第二二号  
令和 三年 三月二九日規則第九二号  
令和 四年 三月 四日規則第一一号  
令和 五年 七月 七日規則第五〇号  
令和 五年十一月一〇日規則第六七号

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則をここに公布する。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

(再生可能エネルギー)

**第三条** 条例第二条第五号のその他規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- 一 太陽熱
- 二 風力
- 三 バイオマス
- 四 水力
- 五 地熱
- 六 その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギー源であって知事が別に定めるもの

(環境マネジメントシステム)

**第四条** 条例第九条第二号の規則で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。

- 一 国際標準化機構一四〇〇一
- 二 エコアクション二一
- 三 その他知事が適当と認めるもの  
(特定事業者)

**第五条** 条例第十三条第一項の規則で定める事業者（以下「特定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに前年度において使用した熱（前年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第一条に規定する熱を除き、地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したものにあってはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（前年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）が千五百キロリットル以上である事業所（県内に存するものに限る。）を有する者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者

- イ 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者（以下「小売業者等」という。）であつて、その県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの（当該事業所の数の十分の八以上の数の事業所が常態として二十四時間営業しているもの限り、ロに掲げるものを除く。）
- ロ 親業者（小売業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、当該小売業者等からこれらの対価を得る者をいう。以下同じ。）であつて、当該親業者及び加盟業者（小売業者等であつて、当該親業者から、商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者にこれらの対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。）の県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの（当該事業所の数の十分の八以上の数の事業所が常態として二十四時間営業しているもの限り、

る。)

三 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であつて、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において次のいずれかに該当するもの

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の台数が百台以上であること。

ロ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が百台以上であること。

ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百五十台以上であること。

四 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第六条第二号から第八号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であつて、四月一日において常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの（前二号に掲げる者を除く。）

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

**第六条** 条例第十三条第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）の温室効果ガス排出削減計画書は、当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度（以下「削減計画期間」という。）を対象とし、事業所（前条第二号及び第三号に掲げる者にあつては、事業者）ごとに、別記第一号様式により作成し、削減計画期間の初年度の七月末日までに提出するものとする。

2 条例第十三条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については、特定事業者が前条第一号及び第四号に掲げる者である場合に限る。）とする。

一 事業所の名称及び所在地

二 事業所において行われる事業

三 削減計画期間

四 推進体制

五 中長期的な温室効果ガス削減目標

六 エネルギー使用の状況

七 先進的対策の計画

八 その他知事が必要と認める事項

3 条例第十三条第三項の変更後の温室効果ガス排出削減計画書は、別記第一号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

(温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出)

**第七条** 条例第十四条の温室効果ガス排出削減計画実績報告書は、別記第二号様式により作成し、削減計画期間の各年度の翌年度の七月末日までに提出するものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書等の評価結果の公表の方法)

**第七条の二** 条例第十五条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を県が開設するインターネットのホームページに掲載して行う。

一 知事が別に定める評価基準に従い、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の状況等が優れていると知事が認めた温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（温室効果ガス排出削減計画実績報告書にあっては、削減計画期間の最終年度に係るものに限る。）を提出した事業者の氏名（法人にあっては、その名称）

二 その他知事が必要と認める事項

(補完的手段)

**第八条** 条例第十六条の規則で定める地球温暖化対策は、次に掲げるものとする。

一 森林の保全及び整備（岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例（平成二十年岐阜県条例第三十八号）第十条第一項の規定による二酸化炭素吸収量の認定を受けることができる森林づくり活動をいう。）

二 再生可能エネルギーの利用（他に供給するものに限る。）

三 グリーン電力（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。）の購入

四 「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（森林の管理により生じた二酸化炭素吸収量を県が認証し、当該二酸化炭素吸収量を他の者との間で取引できる制度をいう。）において認証された二酸化炭素吸収量の購入

五 その他知事が別に定めるもの

(自動車の原動機の停止の特例)

**第九条** 条例第二十二条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定に基づき自動車を停車する場合

- 二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合
- 三 人の乗降のために自動車を停車する場合
- 四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- 五 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- 六 その他やむを得ないと認められる場合  
（特定大規模事業所）

**第十条** 条例第二十四条第一項の規則で定める事業所（以下「特定大規模事業所」という。）は、四月一日において常時使用される従業員の数が五百人以上の事業所とする。

（自動車通勤環境配慮計画書の作成等）

**第十一条** 条例第二十四条第一項（同条第二項においてその例によることとされる場合を含む。）の自動車通勤環境配慮計画書は、当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度（以下「配慮計画期間」という。）を対象とし、事業所ごとに別記第三号様式により作成し、配慮計画期間の初年度の七月末日までに提出するものとする。

2 条例第二十四条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 四月一日において常時使用する従業員の数
- 二 前号の従業員のうち、自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数
- 三 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十四条第三項の変更後の自動車通勤環境配慮計画書は、別記第三号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

（自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出）

**第十二条** 条例第二十五条の自動車通勤環境配慮計画実績報告書は、別記第四号様式により作成し、配慮計画期間の各年度の翌年度の七月末日までに提出するものとする。

（特定建築主に該当することとなる新築等の規模）

**第十三条** 条例第二十九条第一項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が二千平方メートルであることとする。

（建築物環境配慮計画書の作成等）

**第十四条** 条例第二十九条第一項（同条第二項においてその例によることとされる場合を含む。）の建築物環境配慮計画書は、別記第五号様式により作成し、建築物の新築等に係る工事に着手し

ようとする日の二十一日前までに提出するものとする。

2 条例第二十九条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工事の着手及び完了の予定年月日

二 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十九条第三項の変更後の建築物環境配慮計画書は、別記第五号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

(工事完了の届出)

**第十五条** 条例第三十条の規定による工事の完了の届出は、別記第六号様式により速やかに行うものとする。

(公表の方法)

**第十六条** 条例第四十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行う。

一 公表に係る者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

(委任)

**第十七条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一月五日規則第一号）

この規則は、平成二十二年三月二十九日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日規則第五十号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日規則第四十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第二十二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十九日規則第九十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和四年三月四日規則第十一号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に提出された温室効果ガス排出削減計画書又は変更後の温室効果ガス排出削減計画書に基づく温室効果ガス排出削減計画実績報告書を提出した事業者の氏名（法人にあっては、その名称）については、同条の規定により掲載する事項としないものとする。

**附 則**（令和五年七月七日規則第五十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条第一号の規定は、提出期限が令和六年七月末日後の温室効果ガス排出削減計画書（岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号）第十三条第一項に規定する温室効果ガス排出削減計画書をいう。以下同じ。）を知事に提出する特定事業者について適用し、提出期限が同日以前の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出する特定事業者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」とあるのは、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和五年経済産業省令第十一号）第一条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」と読み替えるものとする。

**附 則**（令和五年十一月十日規則第六十七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

温室効果ガス排出削減計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条に規定する特定事業者の要件	第1号に該当する者	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者	
事業所の名称及び所在地		
事業所において行われる事業		
削減計画期間		
推進体制		
中長期的な温室効果ガス削減目標		
基準年度における温室効果ガスの排出の量		
温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標		
エネルギー使用の状況		
先進的対策の計画		
※岐阜県受付欄		

## 備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 「特定事業者の要件」については、該当する欄にレ印を記入すること。なお、条例第13条第2項の規定により計画書を提出する場合は、「特定事業者の要件」は記入しないこと。
- 4 変更の場合にあつては、変更があつた事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照の上記入すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第2号様式（第7条関係）

温室効果ガス排出削減計画実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第14条の規定により、次のとおり提出します。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則第5条に規定する特定事業者の要件	第1号に該当する者	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者	
事業所の名称及び所在地		
事業所において行われる事業		
前年度における温室効果ガスの排出の量		
温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置		
目標の進捗状況		
エネルギー使用の状況		
先進的対策の実施		
※岐阜県受付欄		

## 備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 「特定事業者の要件」については、該当する欄にレ印を記入すること。なお、条例第13条第2項の規定により計画書を提出した者が報告書を提出する場合は、「特定事業者の要件」は記入しないこと。
- 4 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 5 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照の上記入すること。

連 絡 先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第24条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
	住 所 （主たる事務所の所在地）	〒 （電話番号            ）
特定大規模事業所	名 称	
	所在地	〒 （電話番号            ）
配慮計画期間		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置		
4月1日において常時使用する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数		
※岐阜県受付欄		

## 備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項の規定により計画書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照の上記入すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第4号様式（第12条関係）

自動車通勤環境配慮計画実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第25条の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
	住 所 （主たる事務所の所在地）	〒 （電話番号 ）
特定大規模事業所	名 称	
	所在地	〒 （電話番号 ）
報告対象年度		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置		
4月1日において常時使用する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数		
※岐阜県受付欄		

## 備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第24条第2項の規定により計画書を提出した者が実績報告書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 4 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 5 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照の上記入すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

建築物環境配慮計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第29条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称及び所在地	
特定建築物の概要	
建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置	
省エネルギーのために講ずる措置	
再生可能エネルギー導入に関する事項	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
※岐阜県受付欄	

## 備考

- 1 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 3 条例第29条第2項の規定により計画書を提出する場合は、「特定建築物」を「建築物」に読み替えること。
- 4 変更の場合にあつては、変更があつた事項についてのみ記入すること。
- 5 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく建築物環境配慮計画書及び工事完了届届出の手引き」を参照の上記入すること。

連 絡 先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

注) 建築主内の部署のほか、設計等を委託している場合は、設計事務所等の連絡先を記入すること。

第6号様式（第15条関係）

<p style="margin: 0;">建築物工事完了届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">岐阜県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第30条の規定により、工事が完了しましたので届け出ます。</p>					
特定建築物の名称					
特定建築物の所在地					
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築				
工事完了年月日					
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">部署名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	部署名		電話番号	
部署名					
電話番号					
※岐阜県受付欄					

備考

- 1 用紙の大きさは、郵便はがきとすること。
- 2 「工事の種別」は、該当する□内に✓印を記入すること。
- 3 ※印のある欄は、記入しないこと。